公　示　送　達　書

令和8年11月12日

下記の者へ送達すべき書類を、東区役所市民部保険年金課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市東区長　平田　成人　印

福岡市東区長之印 保険年金専用

送達を受けるべき者の氏名	別紙のとおり
送達すべき書類を特定するために必要な情報	令和8年11月12日　東保年　第496号

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。